



野山に自生しているキノコの食中毒にご注意ください

【担当課】 生活衛生課 ☎03 - 3602 - 1242

キノコによる食中毒は国内で毎年発生しており、そのほとんどが秋に発生しています。秋は野山の散策などでキノコを見かける機会が多くなります。その中には毒キノコもありますので、写真や絵を見て食用と思っても、食べないようにしてください。

昔から言われている迷信は信じない！

以下は全て誤りですので、注意しましょう。



- ・柄を縦に裂くことができるキノコは食べられる
- ・地味な色をしたキノコは食べられる
- ・虫が食べているキノコは食べられる
- ・ナスと一緒に料理すれば食べられる
- ・塩漬けや乾燥させれば食べられる



キノコを食べて体調に異常を感じたら、一刻も早く医療機関を受診してください。食べたキノコが残っている場合は、受診時に持参して治療の参考にしてもらいましょう。

快適な生活環境は お互いの配慮から

【担当課】 環境課

近年、エアコンの室外機やピアノ、深夜のテレビの音、タバコの煙などが原因の近隣公害に関する苦情が寄せられています。

これは、人々の生活スタイルの多様化、快適な生活を求める意識の高まり、住宅の密集、屋間不在による近所付き合いの減少などにより、周囲の環境と上手に付き合えないことが要因と考えられています。

区では、公害相談の窓口(☎03 - 5654 - 8236)を設けていますが、当事者双方の意識によっては区が介入することで話がこじれることがあります。

まずは、当事者同士でよく話し合うことが大切です。

また、苦情を言ったため、あるいは言われたことにより、感情的なしこりが残らないようにすることも大切です。このために、一人一人がお互い迷惑をかけないように、マナーやモラルを持って生活し、ご近所の人たちとさりげなく注意しあえるような関係を作り、良好な生活環境を守っていきましょう。

従業員が安心して働ける職場づくりをサポート

ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザーを企業に派遣します

従業員の仕事と生活の両立推進に取り組む区内企業に、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー(社会保険労務士)を無料で派遣します(おおむね3カ月間)。

「仕事と子育て・介護などの両立支援に取り組みたい」という企業の方は、ぜひご活用ください。



【対象】 次の全ての要件に該当する4事業所

- ▶葛飾区内に本社または主たる事業所がある
- ▶常時雇用する労働者数(パートタイマーも含む)が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人など
- ▶ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる、または取り組みを予定している
- ▶育児・介護休業法に基づく就業規則を作成・改正予定である
- ▶過去にアドバイザーの派遣を受けたことがない

【申請方法】

所定の申請書を、12月10日(金)までに持参か郵送(先着順)。

申請書は人権推進課で配布する他、区ホームページからも取り出せます。

【申請書配布・申請・担当課】

〒124 - 0012立石5 - 27 - 1 ウィメンズパル内人権推進課
☎03 - 5698 - 2211

アドバイザーによる支援内容

- ①ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発・助言および法律などの情報提供
- ②職場環境整備に向けた提案
- ③育児・介護休業法に関する就業規則作成・改正の支援

そこに置かないで！ 自転車は駐輪場へ！！



第38回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(金)～31日(日)はキャンペーン期間です。
右のQRコードから、PR動画をご覧ください。



自転車は目的地の目の前まで移動できる便利な乗り物ですが、置く場所によっては誰かに迷惑をかけてしまいます。また、放置自転車対策には多くの税金が使われています。自転車は、駐輪場や決められた場所に正しく置きましょう。

【担当課】 交通政策課交通安全対策担当 ☎03 - 5654 - 8386

自転車を放置すると・・・

歩行者の通行障害

点字ブロックや歩道をふさぎ、歩行者の通行の妨げになります。

自動車の通行障害

安全でスムーズな車の通行を妨げ、渋滞を招きます。

防災上の問題

災害時の避難・緊急車両の通行の妨げになります。

町的美観低下

駅前や道路を雑然とさせ、街の美しさを損ないます。

放置自転車をなくすためには事業者の協力も必要です

事業者の皆さんは、従業員や顧客が施設周辺の公道上に自転車を置くことがないように、駐輪場所の確保や駐輪場への誘導をしてください。

放置自転車整理区域内の公道にある放置自転車は撤去します

放置自転車整理区域内の公道に自転車を放置した場合、警告後1時間以上経過した自転車は撤去し、自転車保管所に移送します。なお、チェーンなどでガードパイプなどに自転車を係留している場合は切断し撤去します。撤去後、約1～2週間後にハガキで通知します。

引き取りには3,000円の手数料が必要です。自転車は1カ月間保管し、引き取りのない場合は処分します。

自転車保管所

放置自転車整理区域	自転車保管所	開所日時(12/29～1/3は除く)
新小岩駅周辺	新小岩保管所 (新小岩1 - 5先) ☎03 - 3651 - 4966	午前9時～午後7時
亀有・青砥・京成高砂駅周辺	高砂保管所 (高砂7 - 7 - 8) ☎03 - 5699 - 1986	▷月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後6時 ▷日曜日、祝日 午後1～6時
お花茶屋・堀切菟蒲園・京成立石・四ツ木・綾瀬駅周辺	白鳥保管所 (白鳥1 - 11 - 11先) ☎03 - 3693 - 4154	▷月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後6時 ▷日曜日、祝日の土曜日 午後1～6時
金町・柴又・新柴又駅周辺	新柴又保管所 (柴又5 - 29 - 15) ☎03 - 5668 - 0241	▷日曜日、祝日の土曜日 午後1～6時

撤去自転車については、コールセンター(☎03 - 5856 - 5055)または各自転車保管所までお問い合わせ下さい。